

会員の慶弔及び見舞金支給に関する規程

第1条 (総則)

本規程は、公益社団法人東京都看護協会(以下「当協会」という。)の会員に対する慶弔、災害見舞金、傷病見舞金、及び新型コロナウイルス感染感染症見舞金の支給に関し、必要な事項を定めたものである。

第2条 (会員の叙勲)

当協会は、会員が叙勲した場合、祝電及び生花(花束)の送付をもって、叙勲者に対し、祝意を表す。ただし、当該叙勲者がこれを辞退した場合はこの限りではない。

第3条 (会員の死亡)

当協会は、会員が死亡した場合、弔慰金 10,000 円を支給し、弔意を表す。ただし、第7条第2項第1項に定める当該会員の親族がこれを辞退した場合は、この限りではない。

第4条 (傷病見舞金)

- 1 当協会は、会員が会務中に負傷し1か月以上の入院加療を要する場合は、当該会員に対し、傷病見舞金 10,000 円を給付する。
- 2 会務中に、広範囲かつ集団的に傷害又は疾病が発生した場合、当協会は常任理事会において、前項に定める傷病見舞金の支給を決定することとする。
- 3 前2項に規定する会務中とは、会長の命による出張途上の場合も含むものとし、私的行為中によるものは、これに含まれない。

第5条 (災害見舞金)

当協会は、会員が火災、風水害、震災等により主たる本拠地(現在の住居)が損害を受けた場合に定める災害見舞金を給付する。

(1) 火災の場合

- 全 焼 20,000 円
- 半 焼 10,000 円

(2) 風水害の場合

- 全 壊 20,000 円
- 半 壊 10,000 円
- 傾 斜 10,000 円
- 床上浸水 10,000 円
- その他 (傾斜、床上浸水と同等と認められる場合) 10,000 円

(3) 地震の場合

- 全 壊 20,000 円
- 半 壊 10,000 円
- 傾 斜 10,000 円
- その他 (傾斜と同等と認められる場合) 10,000 円

第6条（新型コロナウイルス感染症見舞金）

会員が新型コロナウイルス感染症に感染したことを原因として所属する施設において就業することができなかった場合、当協会は当該会員に対し感染に起因する就業不能があった看護職1人につき金10,000円を、新型コロナウイルス感染症見舞金として給付する。

第7条（申請権者）

- 1 会員が、弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金及び新型コロナウイルス感染症見舞金の申請を行う場合、次の各号に定める者が当該申請を行うものとする。
 - (1) 弔慰金
会員の2親等以内の親族、所属施設長、又は当該会員が所属する地区理事
 - (2) 傷病見舞金
本人、所属施設長、又は当該会員が所属する地区理事
 - (3) 災害見舞金
本人、所属施設長又は地区理事
 - (4) 新型コロナウイルス感染症見舞金
本人。ただし、所属施設長の承認を得ること。
- 2 前項による申請が重複した場合には、先に申請があった者の申請を優先する。

第8条（申請）

- 1 会員が、弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金及び新型コロナウイルス感染症見舞金の申請を行う場合、所定の申請書にしたがって行うものとする。
- 2 前項に定める申請は、事由発生の日から6か月以内に提出するものとする。ただし、特段の情があった場合において当協会が必要かつ相当と認めた場合はこの限りではない。

第9条（給付の制限）

会員が故意に給付の事由を生じさせたことを当協会が確認した場合、当協会は常任理事会の議を経て当該給付を行わないことができる。

第10条（規定の改正）

この規程は、常任理事会の承認により変更することができる。

附則

この規程は、昭和61年4月1日より施行する。

この規程は、平成3年12月18日より施行する。

この規程は、平成10年9月3日より施行する。

この規程は、平成26年4月17日より施行する。

この規程は、令和2年12月17日より施行し、令和2年4月1日から適用する。